

| | | |
|-------------------|--------------------------|--|
| 第 145 号 | Super Highway |  J R 東労組ホームページ |
| 発行日 2024. 3.26 | J R 東労組バス関東本部 | |

JR東労組バス関申第 4 号

人財育成と社員の働きがいの創出に資する 賃金制度の見直しに関する申し入れ

18 日、会社提案に対し意見集約を行ない諸課題の解決に向け、会社申入を行ないました。
記

【賃金改善提案】

1. 今制度見直しにおいて、満 57 歳の減額制度が廃止とならない理由を明らかにすること。
2. 平成 18 年 10 月 1 日以降に採用された社員にたいしての初任給改定に関して、地域採用給を提案した理由を明らかにすること。
3. 平成 18 年 10 月 1 日以降に採用された社員にたいして、東京都に在勤する場合の初任給基礎額を 190,400 円とした根拠を明らかにすること。
4. 提案内容から生じる賃金における東京都に在勤する社員との地域間格差を無くし、組合員・社員の賃金の平等性を図ること。
5. 車両整備従事者として採用されている全組合員・社員にたいして、自動車備士を有する者の職能給額を増額し現在の基本給に付加すること。
6. 60 歳で定年退職したバス運転者を、引き続きバス関東会社で継続雇用する場合は、J R 東日本会社同様のエルダー制度を新設し制度を適用すること。
7. フォアマン層の育成に関して、会社の考えを明らかにすること。
8. 現業管理者にたいする職務手当の増額が、フォアマン層の育成に資する根拠を明らかにすること。

【改善基準告示】

9. 1 日の拘束時間は 13 時間以内とし、これを上回る場合は労使議論をおこなうこと。
10. 1 日の休息期間に関しては、行き先地における休息期間が 2 回以上ある場合は、いずれか 1 回を 9 時間以上とし、分割休息は原則行わないこと。
11. 予期し得ない事象への対応時間の取り扱いに関しては、平常時の交通状況等から事前に発生を予測することが可能な道路渋滞等（夏休みのお盆輸送・ゴールデンウィーク渋滞・年末年始渋滞・天気予報による降雪予報・夏の台風予報等）が予想される場合は、前もって各現場で対策を講ずること。

以上

J R バス関東で働く仲間を一つに！